

山口県工賃向上計画

(第4期)

令和3年7月

山口県

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の対象事業所	1
5	本県における工賃の現状	
	(1) 工賃の推移	2
	(2) 令和2年度工賃の実績	2
6	「工賃向上計画(平成30年度～令和2年度)」に基づく取組	3
	(1) 事業所の実情に合わせた体制づくりの推進	3
	(2) 受注・販路の拡大	3
	(3) 生産能力の向上	4
	(4) 優先発注に向けた取組の推進	4
7	新型コロナウイルス感染症への対応	4
8	工賃向上に向けた主な課題	5
9	目標工賃の設定	6
10	計画推進の基本的方向	7
11	令和3～5年度において工賃引上げのために取り組む具体的方策	
	(1) 事業所の実情に合わせた体制整備	8
	(2) 受注・販路の拡大	9
	(3) 収益性の向上	10
	(4) 優先発注に向けた取組の推進等	11

1 計画策定の趣旨

企業等での就労が困難な障害者が、それぞれの能力や適性に応じて、いきいきと働き、地域の一員として自立した生活を送るため、就労継続支援B型事業所^{*1}等においては、これまでも工賃向上計画を作成し、計画に基づく様々な努力を重ねてきたところです。

本県においても、「山口県工賃倍増計画（平成19年度～23年度）」、「山口県工賃向上計画（平成24年度以降、3年ごとに第1期から第3期）」を策定し、就労継続支援B型事業所等の工賃向上を支援してきました。

こうした中、国においては、令和3年3月に「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」を一部改正し、引き続き、工賃向上に向けた取組を推進することとしています。

本県としても、この指針に基づき、新たに第4期計画を策定し、工賃向上に向けた継続的な取組を進めていきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、国が示す「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」に基づく都道府県の「工賃向上計画」として策定するものです。

また、本県における障害者施策の基本的な考え方や方向性等を示した「やまぐち障害者いきいきプラン」（平成30年度～令和5年度）を上位計画とする、福祉的就労分野の個別計画として位置付けます。

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

4 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所等（以下「事業所」という。）

〔 本県では、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、工賃向上計画を作成し、積極的に工賃向上に取り組む事業所も対象としています。 〕

【参考】事業所等の箇所数及び定員（令和3年4月1日現在）

	施設数	定員
就労継続支援B型事業所	151か所	3,417人
就労継続支援A型事業所	36か所	551人
生活介護事業所（生産活動を行っていないものを含む。）	151か所	4,534人
地域活動支援センター	21か所	382人

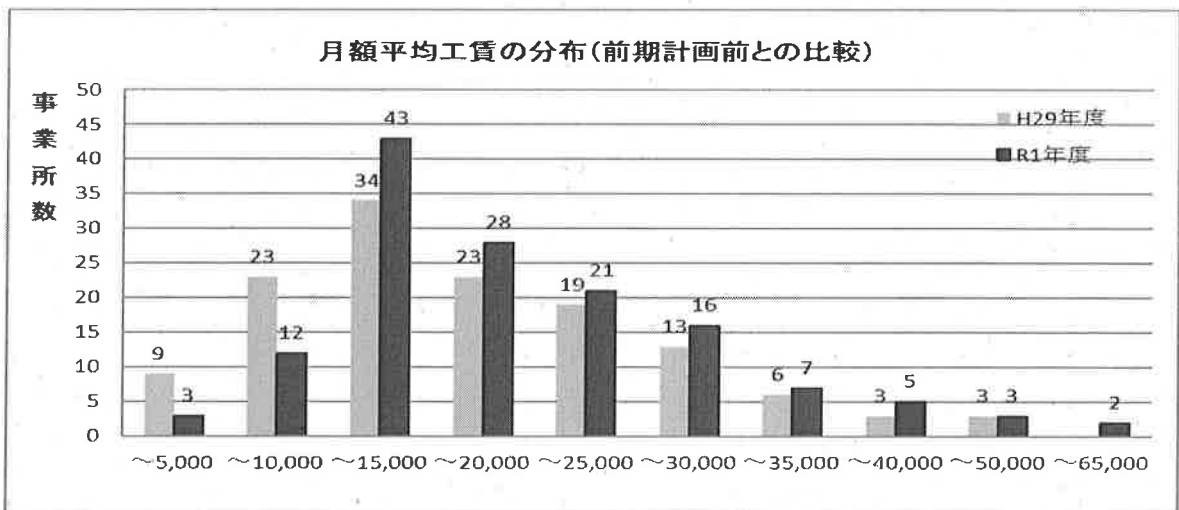
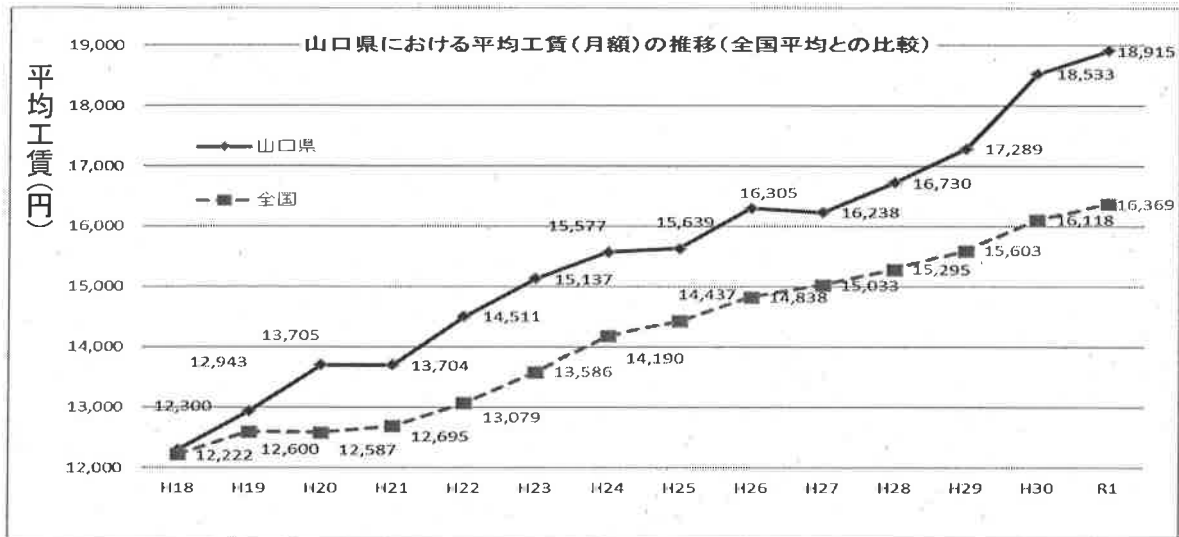
^{*1} 「就労継続支援B型事業所」とは

企業等での就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所のこと。「B型」は利用に当たり、雇用契約を結ばないものですが、他に、雇用契約を結ぶ「A型」があります。

5 本県における工賃の現状

(1) 工賃の推移

平成18年度以降、各事業所の取組により、全国平均を上回り、増加傾向にあります。また、平均工賃ごとの事業所数を前期計画前と比較すると、10,000円以下の事業所が、32事業所から15事業所に減少するなど、全体的な底上げも図られました。



(2) 令和2年度工賃の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、18,297円(速報値)となっています。

特に、受注機会等の減少により、企業からの受託作業、飲食等の分野は低下傾向にある一方、草刈り等の清掃・施設管理の分野では上昇傾向が見られます。

【第3期計画における目標工賃月額に対する実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標工賃	17,374円	18,419円	19,010円
実績	18,533円	18,915円	18,297円(速報値)
達成率	106.7%	102.7%	96.2%(速報値)

6 「工賃向上計画（平成30年度～令和2年度）」に基づく取組

工賃向上を図るため、経営改善や受注・販路の拡大などに向けた支援を行い、事業所における工賃向上の取組を推進しました。

(1) 事業所の実情に合わせた体制づくりの推進

中長期的視点に立った経営改善や目標工賃の達成に向けて、管理者や職員の意識改革を図るため、組織づくりのポイントや作業工程の省力化、SNSを活用した効果的な情報発信等を学ぶ研修の開催等により事業所の取組を支援しました。

(2) 受注・販路の拡大

ア 農福連携マルシェ・授産製品連携販売会の開催

- ・ 事業所が生産した農産物や加工品、手工芸品などの授産製品を集めた大規模販売会をショッピングセンターにおいて開催するとともに、事業所の取組をPRしました。
- ・ また、集客効果を高めるため、販売会場において、生産した農産物等を利用したカフェや屋台の出店、餅つき、寄せ植えの実演などのイベントを実施しました。

イ 共同受注窓口の機能強化

- ・ 平成30年度から、事業所が提供する役務等に対する企業等の理解と発注が促進されるよう、共同受注窓口^{※2}を拠点とした情報提供や連絡調整を行うため、県内の経済団体や事業所、行政機関等で構成する協議会を設置しました。
- ・ また、同協議会内のワーキンググループにおいて、企業からの受注促進に向けた「施設外就労」^{※3}の周知や、製菓業等に取り組む事業所の商品開発、授産製品連携販売等の売上向上等の個別課題へ対応しました。

[各ワーキンググループにおける主な取組]

ワーキンググループ名	主な取組
企業就労	事業所の生産活動を紹介するガイドブックや施設外就労の導入に向けた事業所・企業向けマニュアルの作成等
製菓業 アドバイザー派遣	製菓メーカー、パティシエ等の専門家による、事業所への個別課題への対応等
福祉的就労 (～令和元年度)	商業施設の役員等による、販売会場の視察・評価の実施、改善点の提言等
農福連携 (令和2年度～)	農業に取り組む事業所や農家等における、農業に関心のあ る事業所向け見学会の実施

※2 共同受注窓口とは

共同受注とは、類似業種に取り組む事業所等のネットワークを活用して、複数の事業所が、グループを組織して、共同して業務を受注する仕組みであり、グループの代表（窓口）が、事業所へ物品等の調達のおっせんや、発注者と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介するなどの業務を行っています。県全体の窓口として、山口県社会就労事業振興センターがあります。

※3 施設外就労とは

事業所の利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う仕組みであり、事業所にとっては、設備投資等を行うことなく作業を受注できること等から、工賃向上に有効な手法とされています。

ウ ホームページ等を通じた取組の発信

受注・販路の拡大に向けて、県及び共同受注窓口のホームページや商業施設等のチラシ等を通じた発信を行いました。

(3) 生産能力の向上

事業所の技術力向上に向けて、共同受注窓口内に設置した協議会のワーキンググループに参画する専門家による、商品の生産方法やパッケージ等の見直し、品質管理等の個別課題の改善を図りました。

(4) 優先発注に向けた取組の推進

「障害者優先調達推進法^{※4}」に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成・公表し、障害者就労施設等から優先的な調達を行いました。

【山口県の調達実績】

調達区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
物品（事務用品等）	1,242 千円	785 千円	214 千円
役務（印刷、清掃等）	19,643 千円	17,389 千円	19,074 千円
計	20,885 千円 (17,526 千円 ^{※注})	18,174 千円	19,288 千円

^{※注}山口ゆめ花博関連の発注額を除いた額

7 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 事業所の取組

受注機会の減少へ対応するため、新たに感染症の影響を受けにくい作業に取り組むことや新たな需要が見込まれる物品の制作・販売等を手がけることなどにより、利用者の工賃水準の維持・向上に取り組みました。

【感染症へ対応した生産活動の展開の例】

- ・草刈り作業等、感染症の影響を受けにくい生産活動の拡大
- ・マスクの製造や販売等、新たな需要増加が見込まれる生産活動への進出
- ・テイクアウト等、販売方法の変更

(2) 県の取組

生産活動収入の大幅な減少へ対応するため、事業所に対して、自立支援給付費を充当することで工賃を補填する弾力的な取組の周知や、固定経費、設備整備のメンテナンス費用などへの補助を行うことで、工賃水準の維持を支援しました。

^{※4}「障害者優先調達推進法」とは

正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」ですが、障害者就労施設で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを推進するため、平成 25 年 4 月に施行されました。

8 工賃向上に向けた主な課題

第4期計画の策定に当たり、各事業所における工賃向上に向けた課題等について把握するため、調査^(注)を実施したところ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、飲食業を営む事業所では売上の減少、企業から受託した作業を行う事業所では発注量の伸び悩みなどから、工賃の原資となる生産活動収入が減少した事業所が見られました。

このような中、事業所からは、新たな受注先の開拓や収益率の向上等、感染症発生以前からの課題に、改めて取り組む必要があるとの回答が寄せられています。

このため、今期計画期間においては、地域経済の回復を踏まえた上で、各事業所において作業工程や販売方法の改善、受注先拡大に向けた営業活動の強化など、経営的な視点に基づいた取組が必要です。

^(注)対象事業所数：151か所 回答事業所数：150か所 回収率：99.3%

【事業所からの主な回答】

- ・商品開発や増産、受託先の開拓に向けた職員の専門性の向上が必要
- ・高齢化・重度化する利用者の適性に応じた作業内容の検討が必要
- ・収益率や提供する物品や役務の品質の向上に向けた作業工程の見直しが必要
- ・安定した受注・販売機会の確保に向けた受注先の開拓等が必要
- ・高騰する原材料費や燃料費や安価な受注単価の見直しが必要

9 目標工賃の設定

令和2年度における平均工賃月額の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により、18,297円(速報値)となっていることから、令和3年度については、19,010円(令和2年度目標値と同額)を目標工賃月額として設定します。

また、令和4年度以降については、各事業所が、個々の事業所の実情を考慮しつつ、一定以上の工賃向上を目指すことを前提として設定した目標工賃額の平均を県全体の目標値とします。

なお、期間中の目標値については、新型コロナウイルス感染症収束後の地域経済の回復状況等を勘案した上で、必要に応じて見直しを行うこととします。

<県全体の目標工賃>

	事業所数	目標工賃月額
令和3年度	151	19,010円
令和4年度	151	19,592円
令和5年度	151	20,246円

[参考] 事業所や利用者の状況により、月額又は時間額で目標工賃を設定した事業所があることから、それぞれの事業所が設定した目標工賃の平均額を示します。

ア 月額による目標工賃を設定した事業所における目標工賃(124か所)

令和3年度 19,687円

令和4年度 20,334円

令和5年度 21,063円

イ 時間額による目標工賃を設定した事業所における目標工賃(27か所)

令和3年度 247円

令和4年度 252円

令和5年度 257円

[目標工賃の算出方法]

ア 月額

当該年度に支払う工賃支払総額* ÷ 当該年度における各月の工賃支払対象者の総数

イ 時間額

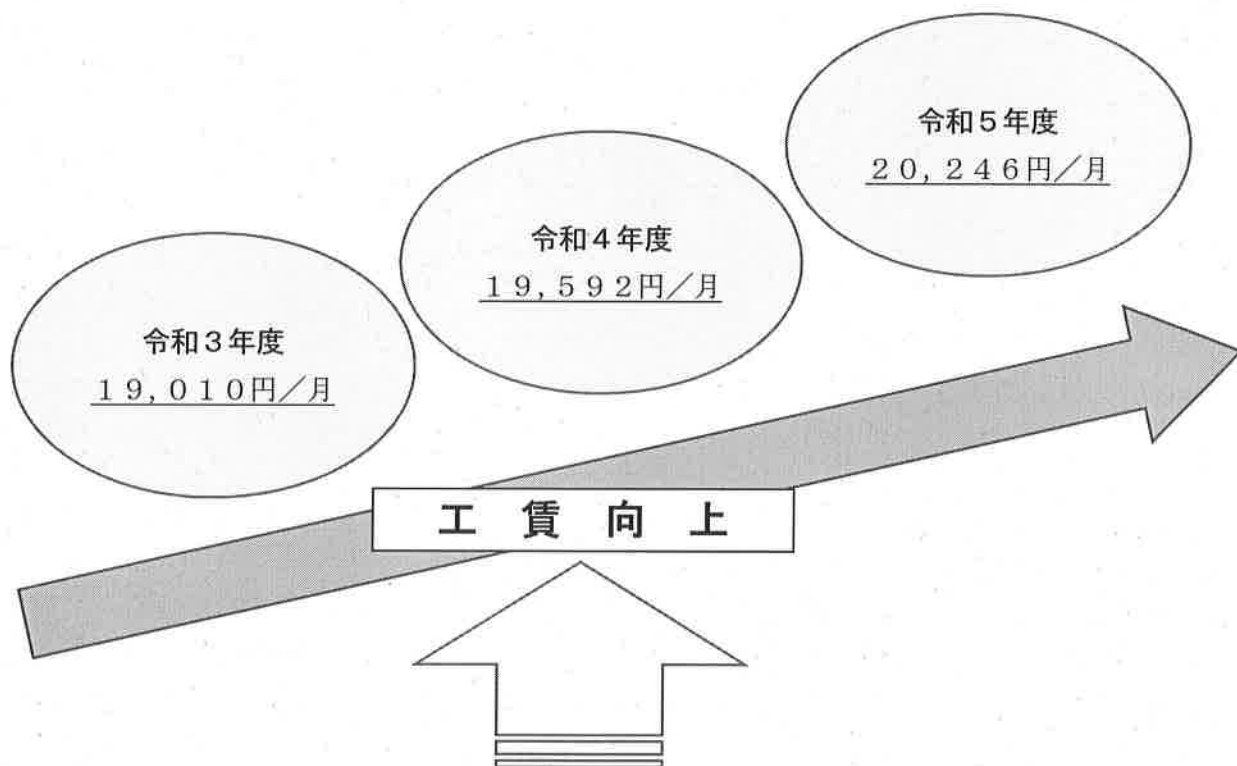
当該年度に支払う工賃支払総額* ÷ 当該年度における工賃支払対象者の総労働時間数

*「工賃支払総額」とは、各事業所における生産活動に係る総売上額から原材料費等の必要経費を差し引いた額

10 計画推進の基本的方向

前期計画では、職員の経営的意識の向上や、民需の拡大を図るため、一般企業等とのマッチングを効果的に進める体制づくり等を通じて、利用者や地域の実情に応じた事業所の取組を支援してきました。

第4期計画では、作業工程や販売方法の改善、受注先拡大に向けた営業活動の強化など、事業所自らが経営的な視点に基づいた取組を推進することにより、前期計画における目標工賃水準を目指すとともに、工賃のさらなる向上を目指します。



[具体的方策を進める上での4つの視点]

事業所の実情に合わせた体制整備	受注・販路の拡大	収益性の向上	優先発注に向けた取組の推進等
<ul style="list-style-type: none"> ◎経営的意識の向上に向けた研修 ○官公需や民需に係る関係者による協議会の設置、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◎共同受注窓口の機能強化 ○農福連携マルシェ等の開催 ○ホームページ等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◎作業工程の効率化に向けた研修 ○施設外就労の導入支援 ○優良事業所における取組事例の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○調達方針に基づく優先発注の推進 ○共同受注窓口の積極的な活用促進

1.1 令和3～5年度において工賃向上のために取り組む具体的方策

以下に掲げる4つの視点に基づき、前期計画における取組成果の活用も図りながら、具体的な取組を展開します。

(1) 事業所の実情に合わせた体制整備

【課題】

- 各事業所において、管理者、職員、利用者が工賃向上に取り組む意義を共有し、管理者自らが率先して意識改革に取り組むことが重要です。
- 利用者の高齢化が進んでいることや作業能力等の個人差を踏まえ、個々の利用者に対して作業を割り当てる必要があります。
- 事業所の職員は、福祉サービスに関する専門性は有しているものの、経営や営業、生産に関する知識・ノウハウが不足していることがあります。

【方向性】

- 管理者が、目標工賃の達成に向けて、職員や利用者が共通認識を持つための具体的な目標を示し、リーダーシップを発揮できるよう意識改革を図ります。
- 利用者一人ひとりに、適切なアセスメントに基づいた個別支援計画が作成され、また、その計画に基づいて利用者の知識や能力の向上が図られるよう、事業所の職員の育成を行います。
- 事業所が、福祉サービスの質を低下させることなく、円滑な経営や営業活動による効率的な生産、販路拡大ができるよう支援します。

【具体的な取組】

① 各種研修会の開催 **重点**

- ・ 管理者や職員等に対して、経営マネジメントやマーケティング等の経営に不可欠な知識の習得を目指します。
- ・ 研修会等において、工賃向上の取り組む事業所の優良事例を紹介し、情報交換を行います。

② 共同受注窓口による情報提供体制の構築

県社会就労事業振興センターに設置する、官公需や民需に係る関係者による協議会におけるワーキンググループを活用し、農業分野への参入を目指す事業所を支援するとともに、事業所の生産活動に有効な情報提供を行います。

(2) 受注・販路の拡大

【課題】

- 年間を通じた安定的な作業の受託や、商品の販売機会が確保できず、収益が安定しない事業所が見られます。
- 商品の生産はできるものの、市場のニーズの把握や販路の確保ができず、収益につながらない事業所が見られます。
- 提供可能な製品やサービスの情報が、地域や企業に対して、十分に届いていないことから、新規の発注や発注量の増加に至っていない事業所が見られます。

【方向性】

- 安定的な受注・販売機会の確保に向けて、共同受注窓口による情報提供や販売会の開催などの取組を行います。
- 地域の小売店等との連携や、各種イベント、ホームページ等を活用した、商品等のPRを行い、販路拡大につなげます。

【具体的な取組】

① 共同受注窓口の機能強化 **重点**

- ・ 県社会就労事業振興センターに設置する、官公需や民需に係る関係者による協議会を活用して、事業所が提供する物品や役務について周知を図るなど、企業との関係強化に努めます。
- ・ 圏域別に事業所が提供している製品やサービス等についての周知を図ります。

② 販売機会の確保

- ・ 各種イベントの活用やショッピングセンターとの連携により、生産した製品の展示販売会を行います。
- ・ 県内の小売店等と締結された「地域活性化包括連携協定^{※5}」を活用し、事業所で生産した製品の店舗販売を促進します。
- ・ 農福連携マルシェを開催し、農産物や加工品等の販売、事業所の活動のPRを行います。

③ ホームページ等を活用したPR

県や関係団体、各事業所のホームページ等の活用により、事業所の提供する製品やサービスの情報を広くPRし、顧客の拡大に取り組みます。

※5 地域活性化包括連携協定とは

地域の活性化に向けて、県民生活の幅広い分野における協働の取組を実施するため、県が民間企業と締結する協定です。

(3) 収益性の向上

【課題】

- 企業等からの発注はあるものの、納期限の問題や技術力不足等により、受注できない事業所が見られます。
- 収益率や提供する物品、役務の品質向上に向けた作業工程の見直しを課題とする事業所が見られます。



【方向性】

- 作業指導等を行う職員に対して、研修会等を開催することにより、利用者の知識や技術の向上に繋がる取組を推進し、作業工程等における効率化を図ります。
- 前期計画に引き続き、施設外就労の導入促進に向けた事業所の取組を支援します。

【具体的な取組】

- ① **作業工程の効率化等に向けた研修会の開催** **重点**
作業工程の効率化に向けたアセスメントの手法等を学ぶ研修会の開催により、工賃水準の向上を図ります。
- ② **施設外就労の導入支援**
施設外就労を希望する事業所に対して、事業所・企業向けのマニュアルを活用し、導入を支援します。
- ③ **優良事業所の取組事例の共有**
研修会等の機会を通じて、高い収益を上げている事業所の取組事例を紹介することにより、各事業所の工賃向上に向けた取組を支援します。

(4) 優先発注に向けた取組の推進等

【課題】

- 「障害者優先調達推進法」施行後、7年が経過し、制度そのものは浸透してきたものの、事業所が提供できる役務や取扱商品などの情報が、発注者側へ十分行き届いていません。
- 事業所の増収に向けて、県、市町等からの一層の発注促進が期待されています。



【方向性】

- 事業所における主体的な取組を支援するため、障害者就労施設等からの物品や役務の調達方針、調達目標を定め、引き続き、優先発注の促進に取り組みます。
- 山口県社会就労事業振興センターに加え、各地域に設置されている共同受発注センター等を活用し、事業所間の共同受注が円滑に行われるよう支援します。

【具体的な取組】

① 優先発注の推進

- ・ 調達目標を定めた「調達方針」を作成し、優先発注の促進に取り組みます。
- ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号^{※6}に基づく随意契約に係る事務マニュアルを周知し、事務の円滑化を図ります。
- ・ 共同受注窓口が、県の各機関に対して、訪問により事業所が提供する物品や役務のPRを行い、受発注の促進につなげます。

② 地域に設置されている共同受発注センター等の活用

各地域に設置された、複数の事業所の参画による共同受注窓口を活用し、事業所間の連携による受注を支援する取組を推進します。

③ ホームページ等を活用したPR（再掲）

県や関係団体、各事業所のホームページ等を活用することにより、事業所の提供する製品やサービスの情報を広くPRし、顧客の拡大に取り組みます。

④ 市町への働きかけ

障害者の仕事の創出や工賃向上に向けた事業所の取組を積極的に支援するよう、市町に対して以下のことについて働きかけます。

- ・ 調達方針の作成や、諸会議を通じた、庁内の優先発注への取組の周知
- ・ 市町の広報誌等への掲載や、企業や商工会議所等からの事業所に対する発注促進
- ・ 庁舎等を活用し、事業所製品の販売スペースの提供

^{※6} 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号とは
障害者就労施設等を契約の相手方に限定し、障害者就労施設等において製作された物品等の買い入れや、役務の提供を受ける場合に行う随意契約です。

山口県工賃向上計画（第4期）

発行 令和3年7月
編集 山口県健康福祉部障害者支援課
〒753-8501 山口市滝町1-1
電話 083-933-2763